

新学期を迎えて

豊かな心と丈夫な体

新学期を迎え、新しく入園、入学するお子さんをお持ちのご家庭では、喜びに満ちた期待感でいっぱいのことと思います。

今年は国際児童年です。豊かな心と丈夫な体をもった子供に育ててほしいというのが、私たち親の切なる願いです。新学期を迎えて、子供のしつけと体力づくりにもスポットを当ててみました。

子供の自主性を大切に

～過保護と過干渉の戒め～

しつけとは、子供の自主性を重んじながら、日常生活に必要な行動様式を習慣づけること——と頭ではわかっていても実際は、わが子かわいさのあまり甘やかすすぎる——つまり過保護になったり、逆に親の理想とする子供像に近づけようとして、厳しすぎる統制——いわゆる過干渉になったりしがちです。

過保護と過干渉——この二つのしつけに共通していることは、子供の「自主性を育てる上でほとんど役に立っていないこと」です。甘やかすのも厳しくするものもどほどに……。

自己中心になりがち

～過保護のしつけ

過保護になってはいけないと思いつつも、ついつい世話をやきすぎてしまうのも、親ならばこそその心理といえましょう。

しかし、何ごとも「過ぎたるは及ばざるがごとし」で、過保護も子供の育成に良い結果をもたらさない場合が多いようです。一般的に過保護とは、子供のいいなりになったり、子供が自分でしなければならないことまで親がやってしまう、一方的なサービス過剰の親子関係をいいます。

このような過保護のしつけは、子供の性格形成にどういった影響を与えるかといえます——まず「子供のいいなり」になっていると、子供は、自己中心的で自分勝手な行動をとることが多くなり、学校などの集団生活に必要な協調性を欠くようになってしまいます。

また「世話をやきすぎ」は、子供が自分で考え、行動する自主的な生活経験の

チャンスを少なくさせることになりがちです。

この結果、社会生活にスムーズに適応できなかつたり、自分では責任をもとうとしない依頼心の強い性格になりがちです。

しつけは、子供自身、自らの意欲から行われて行動するようにしむけてこそ、自主性が育ちます。まず、子供の身になって考える——これが、上手なしつけのコツです。

二面性をもった性格も

～過干渉のしつけ

しつけを「習慣づけ」と考えると、ある面では、半ば強制的にならざるをえない



親子でつくる健康な体

「30、40歳代の体力が上昇カーブを示しているのに比べ、小・中学生の体力は、4、6、7年ころから体位の向上にもかかわらず、体力は停滞傾向を示しています。」——これは、昨年秋、文部省が発表した「52年度体力・運動能力調査結果」です。この調査は、小学4年生（10歳）から大人（59歳）までを対象にしたものですが、小学生の「柔軟性と筋力の低下」がうかがわれます。

子供——とくに幼児期は、体の発育の基礎を築く最も大切な時期です。運動神経を養い、よい体の動きを身につけ、基礎体力をつけるようにしたいものです。新学期をひかえて、親子でできる体力づくりの方法をご紹介します。

遊びの中の体力づくり

新学期を迎えて、子供たちに運動への興味を持たせることがまず大切です。最近では中高年の体力づくりブームが高まっていますので、これをチャンスに親子そろって運動や体操を始めましょう。

ふねこぎ

親は足を伸ばしてすわり、その上に子供も足を伸ばし、向い合ってすわります。そしてお互いに腕を伸ばし両手を握り、そのままの姿勢でどちらかがオールをこぐように体を後ろにそらせ、交互に繰り返します。ちょうど舟のオールをこいでいるようなかっこになります。



山登りゲーム

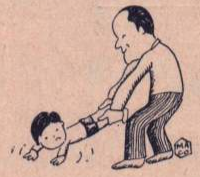
お父さんが山になって、子供が登山するというゲーム。父子が立って両手をつなぎ、子供がお父さんのヒザからおなか

胸へと登っていきます。肩まで登りつめたら登頂成功というわけです。子供の手足や腰がきたえられ、お父さんもお腹筋の鍛練ができます。



手押し車

子供に腕立て伏せの姿勢をとらせませして親が、その子供の両足を持ち上げて、「ヨイショ」「ヨイショ」と進ませると、ヒザから上の腕をきたえられるほか、関節を柔らかくする効果があります。



昭和53年 少年非行白書

非行の芽は早いうちに つみとろう

大館警察署と大館地区少年保護育成委員会では、昨年1年間の管内の少年非行の実態をまとめました。

これによりますと、補導された少年の件数は、昨年に比べ253件も増加しております。

最近の補導の傾向としては、低年齢化不良行為の悪質化がめだち、これは憂慮されるどころです。

特に、有職少年の暴走行為と女子の中・高校生との不純異性交遊とが結びついた犯罪が増えてきていることです。

これからは、春から夏へと、少年たちの心がゆるみがちになり不良行為による補導件数が増える時期です。

少年非行を防止するためには、不良行為少年に対する早期発見・早期補導が最も大切です。また、家庭においての指導もあわせて少年の健全育成に市民一体となつてのご協力をお願いします。

(14歳以上20歳未満)

犯罪少年	学職別 行為別	中学生	高校生	有職少年	無職少年	計	52年の比較
		1	1	2	2		
刑	暴行			2	2	0	0
法	傷害	11	28	11	4	54	+1
犯	横領			2	2	+2	
	詐欺			1	1	+1	
	その他		3		3	+3	
	計	12	32	16	4	64	+7

(20歳未満)

少年	道交法	銃刀法	その他	計	52年との比較
	7.2	0	8	18.0	-2.2

(14歳未満)

触法少年	行為別	件数		52年との比較
		窃	盗	
	窃	24		+15
	盗	2		-1
	計	26		+14

学職別 行為別	小学生	中学生	高校生	有職少年	無職少年	計	52年の比較
	凶器所持	1	4	20	5		
けんか		28	6		1	35	+30
無断外泊		3	22	10	7	42	+29
怠学	7	9	17			33	+7
怠業				35		35	+17
金銭浪費						0	-5
物品持出	5	1	2	1		9	-3
不純異性交遊			43	27	12	82	+23
婦女いたずら				2	1	3	+3
飲酒			30	23	4	57	+12
喫煙		1	179	576	94	850	-10
不良交友			1.7	5	10	32	+13
深夜徘徊			7	3		10	+6
不健全娯楽	3	5	30	25	5	68	-3
夜あそび	2	13	130	193	47	385	-37
薬物乱用				8	4	12	+10
暴走行為		3	49	100	25	177	+177
その他	5		3	3		11	-23
計	23	67	555	1,016	214	1,875	+253